

# 農業経営基盤の強化の促進に関する

## 基本的な構想

令和3年7月

加 須 市

# 目 次

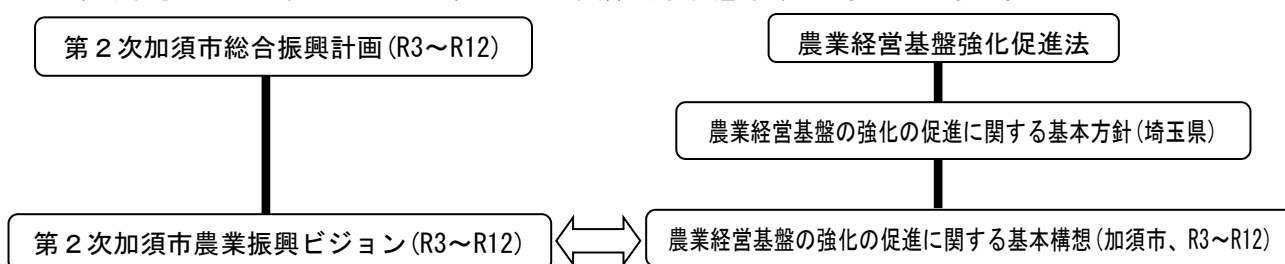
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の位置づけ	1
第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 地勢及び全体構想	1
2 農業構造の現状及び将来予測	2
3 農業経営の発展目標	2
4 農業経営体育成の方向	2
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
6 支援体制	4
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
主穀単一	6
主穀単一（組織法人経営）	6
主穀単一（集落営農経営）	7
主穀・露地野菜複合	8
主穀・水産食用養殖複合	8
施設きゅうり・露地野菜複合	9
施設トマト・露地野菜複合	10
施設トマト（直売）	10
施設いちご・主穀複合	11
露地野菜・ほうれんそう複合	12
ブロッコリー・スイートコーン複合	12
ねぎ・にんじん複合	13
なし単一	14
ぶどう単一	14
養豚・養鶏	15
洋ラン	17
鉢物・苗木	17
ユリ・宿根アスター・バラ	18
植木・苗木	20
花卉鉢物	21
キンギョ養殖	21
都市観光農業	22
第4 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	24

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標.....	24
1 効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標....	24
2 農用地の利用関係の改善に関する事項.....	24
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項.....	25
1 利用権設定等促進事業に関する事項.....	25
(1) 利用権の設定等を受けるものの備えるべき要件.....	25
(2) 利用権設定等の内容.....	27
(3) 開発を伴う場合の措置.....	27
(4) 農用地利用集積計画の策定期間.....	27
(5) 要請及び申出.....	27
(6) 農用地利用集積計画の作成.....	28
(7) 農用地利用集積計画の内容.....	28
(8) 同意.....	29
(9) 公告.....	30
(10) 公告の効果.....	30
(11) 利用権の設定等を受けた者の責務.....	30
(12) 紛争の処理.....	30
(13) 農用地利用集積計画の取消し等.....	30
2 農地中間管理機構の実施の促進に関する事項.....	31
(1) 公益社団法人埼玉県農林公社と連携.....	31
(2) 法人への協力.....	31
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施の促進に関する事項.....	31
(1) 農作業の受委託の促進.....	31
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等.....	31
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項..._	31
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項.....	32
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項.....	33
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携.....	33
(2) 推進体制等.....	33
第7 その他.....	34

附 則	34
別紙1（第4の1(1)⑥の関係）	35
別紙2（第4の1(2)の関係）	36

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の位置づけ

加須市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（R3～R12）」（以下「基本構想」という。）は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき定めるもので、同法第5条に基づき埼玉県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即するものとし、加須市のまちづくりの指針である「第2次加須市総合振興計画（R3～R12）」及びその農業分野の部門計画である「第2次加須市農業振興ビジョン（R3～R12）」（以下「ビジョン」という。）と整合を図るものとする。基本構想は農業経営体の育成に特化し、加須市の農業の将来方向に関する基本的な考えを示し、ビジョンは市としての具体的な取組方針を示すものとする。



## 第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 地勢及び全体構想

加須市は、面積が133.30km<sup>2</sup>、都心から概ね50km圏内にあり、埼玉県の東北部に位置し、群馬県、栃木県及び茨城県に接している。地勢的には関東平野のほぼ中央部を流れる利根川中流域にあり、利根川が運んだ土砂の堆積により形成され、海拔（平成30年度水準測量成果表）は最高15.672m、最低9.666m、高低差6mほどの平坦地である。

市内には利根川に育まれた肥沃な土と豊かな水を利用した昔ながらの田園風景が広がるほか、平成24年にラムサール条約湿地に登録された「渡良瀬遊水地」や全国水の郷百選に選ばれた「浮野の里」など、随所で豊かな自然が見受けられる。

また、東北自動車道加須インターチェンジがあり、国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向に通っているなど、交通の利便性が高いことも本市の特徴としてあげられる。

このように、地勢的に恵まれた本市では、埼玉県下一の生産量を誇る米をはじめ、トマトやきゅうり、なす、いちごなどの施設園芸、なしやいちじくなどの果樹栽培、花卉生産や畜産に至るまで、多様な農業が展開されており、農業は本市の基幹産業となっている。

今後も、基幹産業として優良農地を背景とする稲作農業を持続的に取り組むとともに、多様な農業の発展を推進することで、未来につながる“農”の力を持つ『加須元気農業』を実現する。

そのために、まず、農地・生産基盤等の整備及び農業経営への支援を充実させることで収益性の向上を図り、農業がより魅力ある産業となることを目指す。

そして、その魅力を市内の農業者や市民はもちろん、市外からも本市での農業参入を志す

若者や企業にも発信することで、持続的な担い手の確保に繋げる。

さらに、市民からも求められ、全市で推進する農業振興を実現させるために、地産地消や農業体験の推進、農業の多面的機能の発揮や他産業との連携を積極的に進めるものとする。

## 2 農業構造の現状及び将来予測

加須市は、耕地面積率・水田面積率ともに、全国及び埼玉県の平均を大きく上回っており、市内全耕地面積に占める「田」の割合はおおむね85%と、水田面積率の高さは本市の農業の特徴のひとつであるというが、首都圏に位置するため恒常的勤務による兼業農家が多く、土地利用型農業を中心に農業の担い手不足の深刻化が引き続き予想される。

農家数の推移を見ると、平成12年から比較して総農家数及び販売農家数は減少しており、専業農家数は微増傾向にあるが、兼業農家数については、平成12年から平成27年の15年間で半数以上減少している。

農地については、農家の高齢化に伴う世代交代や、機械等の更新時を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっており、本市の農地中間管理事業を利用した集積面積は1,729ha（令和2年度当初時点）となっており、埼玉県下でトップの集積面積を誇っている。

一方、土地改良事業の未施工地域及び施工から相当年を経過した地域などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休地化したものが、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

加須市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

## 3 農業経営の発展目標

具体的な経営の指標は、加須市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業経営体が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

## 4 農業経営体育成の方向

加須市は、将来の加須市農業を担う若い農業経営体の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、加須市は、ほくさい農業協同組合（JAほくさい）、加須農林振興センター等が十分

なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うため、加須市農業再生協議会と連携し、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため集落段階で徹底した話し合いを促進する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業経営体に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

これらの農地の流動化に関しては、より充実した集団的土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で農業経営体に農用地が利用集積されるよう努める。

また、地域の実情に応じて農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業、農業経営基盤強化促進事業等の積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図り、経営規模の拡大を推進する。

併せて、高性能機械による効率的な農業経営を可能にするほ場の大区画化(30a区画以上)や地域に合った多様な農業生産を可能にする水田のはん用化などの生産基盤の整備を推進するとともに、人・農地プランの作成・更新を通じた地域の話し合い等により、農地の連担化や利用集積を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業関係団体と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営発展を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存施設野菜の作型、品種の選定による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めると同時に、農地所有適格法人等の農業経営体への発展母体として重要である。オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供などによる役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他の農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていく。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、加須市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極

的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした各種事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業経営体の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営育成の観点から十分な検討を行う。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

加須市の新規就農者は平成26年度が16人、令和元年度は17人（埼玉県新規就農者把握要領に基づく報告数）となっており、ほぼ横ばいの状況となっている。こうした中、本市農業の持続的な発展に向け、埼玉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標（年間330人を踏まえ、加須市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させる。

新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標は、加須市及びその周辺地域の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

## 6 支援体制

加須市は、加須市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入や販路の拡充等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を加須農林振興センターの協力を受けて行う。

また、新規の集約的作目導入を図るため、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、水稲と組み合わせた複合経営としての発展に結びつけるよう努めるとともに、販売についても今までのものに加え、直売、インショップやインターネットを活用した販売についても検討を進める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対し、加須市、加須農林振興センター、JAほくさい、農業委員会などが一体となって農業経営に必要な栽培技術習得のサポートを行うとともに、農地については農業委員会や農地中間管理機構による円滑な紹介、技術・経営面については加須農林振興センターやJAほくさい等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。



### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

上記第2に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に加須市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、加須市における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態様等
主穀単一 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻単作＝7ha 水稻・麦＝4ha 大豆・麦＝6ha 麦単作＝2ha 大豆単作＝1ha 作業受託＝8ha</p> <p>〈経営規模〉 20ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクタ（38ps） 2台</li> <li>・乗用施肥田植機（8条） 1台</li> <li>・乗用管理機（ブーム・粒剤散布） 1台</li> <li>・コンバイン（自脱5条、汎用型） 各1台</li> <li>・育苗ハウス 600㎡</li> <li>・温湯消毒器 1台等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。</li> <li>・汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。</li> <li>・作業機械は個人所有、乾燥調製作業はコントリーエレベータ等を利用する。</li> <li>・転作は2/3を大豆－麦体系、1/3を麦、大豆単作の体系とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・ブロックローテーションによる米麦・大豆の栽培により水田利用率を高める。</li> <li>・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に、多様な販売を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</li> <li>・地域人材の活用を図る</li> </ul>
主穀単一 （組織法人経営） 基幹 従事者 6人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻単作＝23ha 水稻－麦＝10ha 大豆－麦＝27ha もち加工＝5t 作業受託 100ha</p> <p>〈経営規模〉 水田 60ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクタ 23ps 1台</li> <li>・トラクタ 38ps 1台</li> <li>・トラクタ 75ps 1台</li> <li>・乗用施肥田植機8条 2台</li> <li>・乗用管理機 2台</li> <li>・コンバイン 3台</li> <li>・大型育苗施設 1,500㎡</li> <li>・温湯消毒器 2台</li> <li>・もち加工施設 一式等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。</li> <li>・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う</li> <li>・ブロックローテーションによる、米麦大豆の栽培により水</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入</li> <li>・従事者全員及び雇用者の社会保険加入</li> <li>・就農希望者を受け入れ研修を兼ねた雇用対象とする</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
主穀単一 (組織法人経営) 続き		<p>拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業機械は法人所有、乾燥調製作業は法人の他、カントリーエレベータ等を利用する。</li> <li>年間を通じて農産物加工を行い、直売による付加価値販売を行う</li> <li>地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている</li> </ul>	<p>田利用率を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工も含めた直売の強化による流通体系を確立する</li> </ul>	
主穀単一 (集落営農経営)  基幹従事者 出役料金 1500円 /時間 (10人の出役を想定)	<p>〈作付面積等〉水 稲単作＝9ha 水稲－麦＝1ha 飼料稲－麦＝ 5ha 麦単作＝10ha 大豆単作＝5ha</p> <p>〈経営規模〉 30ha (集落全体を借地とする)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車庫兼作業場 200㎡ 1棟</li> <li>トラクタ 30ps 1台 トラクタ 38ps 1台</li> <li>乗用施肥田植機 6条 2台</li> <li>乗用管理機 1台</li> <li>刈払い機 3台</li> <li>育苗施設 300㎡ 1棟</li> <li>温湯消毒器 1台</li> <li>みそ加工資材 一式 等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。</li> <li>地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている</li> <li>地域内担い手を明確にする</li> <li>作業機械は集落所有、乾燥調製作業はカントリーエレベータ等を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告の実施</li> <li>パソコン利用の経営管理</li> <li>集落営農による土地配当金 50,000円 /10aが可能となる</li> <li>組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う</li> <li>ブロックローテーションによる、米麦大豆の栽培により水田利用率を高める</li> <li>加工も含めた直売の強化による流通体系を確立する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料制の導入</li> <li>従事者全員の社会保険加入</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
主穀単一 (集落営農経営) 続き		用する。 ・農産物加工を行い、直売による付加価値販売を行う		
主穀・露地 野菜 複合 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉水 稲-大麦= 5.5ha 大豆-麦= 5.0ha ブロッコリー (秋) = 1.3ha (春) = 0.2ha  〈経営規模〉 1.2ha	〈資本装備〉 ・車庫兼作業場(200㎡) 1棟 ・トラクタ(30ps) 1台 ・トラクタ(38ps) 1台 ・乗用施肥田植機6条 1台 ・乗用管理機(ブーム・粒剤散布) 1台 ・コンバイン 1台 ・育苗施設 300㎡ ・温湯消毒器 1台 等  〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている ・畑及び汎用化された水田に露地野菜を導入 ・作業機械は個人所有、乾燥調整作業はコントラーエレベーター等を利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・水稻、麦、大豆栽培との作業競合が少ないブロッコリーの作付体系を行う ・ブロッコリー・ネーゴによる米麦大豆とブロッコリーなどの野菜栽培により、水田利用率を高める ・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に、多様な販売を行う	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・地域人材の活用を図る
主穀・水産 食用養殖 複合 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 水稻= 5.5ha 大豆-小麦= 4.0ha ホンモロコ(養殖池) =0.5ha 〈経営規模〉	〈資本装備〉 ・トラクタ(30ps) 1台 ・トラクタ(38ps) 1台 ・乗用施肥田植機6条 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン 4条 1台 ・育苗施設 300㎡ 1棟 ・温湯消毒器 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
主穀・水産 食用養殖 複合 続き	10ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>曝気用ポンプ 10台</li> <li>自動給餌機 10台</li> <li>等</li> <li>〈その他〉</li> <li>経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る</li> <li>地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている</li> <li>作業機械は個人所有、乾燥調製作業はコントリーエレベーター等を利用</li> <li>日当たりと保水力のある土地で、水源が確保でき、給排水が自由にできる施設を有する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受けて規模拡大を図る</li> <li>水田のブロック化により水稲、麦、大豆の高品質、安定生産を行う</li> <li>農産物及びホンモロコは直売や契約出荷などによる多様な販売を行う</li> <li>養殖池は防水シート等の利用による低コスト経営を行う</li> </ul>	確保による過重労働の防止
施設きゅうり・露地野菜複合 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成きゅうり＝2,000㎡</p> <p>抑制きゅうり＝2,000㎡</p> <p>越冬きゅうり＝2,000㎡</p> <p>半促成きゅうり＝2,000㎡</p> <p>冬ブロックリー＝1.0ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>低コスト耐候性ハウス 4,000㎡</p> <p>普通畑 1.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低コスト耐候性ハウス 2,000㎡2棟</li> <li>作業所兼車庫 40.2㎡1棟</li> <li>トラクタ 25ps 1台</li> <li>乗用管理機 1台</li> <li>等</li> <li>〈その他〉</li> <li>水稲作は経営委託を行い、普通畑は交換耕作によって集積を図る</li> <li>キュウリ栽培は育苗の分業化、共同選果施設の活用により労働時間の軽減を図る</li> <li>ブロックリーの育苗は、共同育苗施設を利用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離</li> <li>青色申告の実施</li> <li>パソコン利用の経営管理</li> <li>労災保険の加入</li> <li>施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る</li> <li>IT機器の利用によるハウスの監視遠隔操作を行う</li> <li>育苗、選果、荷造りの外部委託により、効率的な経営管理を行う</li> <li>ハサップ方式の考え方を取り入れた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</li> <li>ハウスに中間気候室を設置し、健康に配慮する</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
施設きゅうり・露地野菜複合 続き			生産管理システムを導入	
施設トマト・露地野菜複合 基幹従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成トマト＝2,000㎡ 高糖度トマト＝1,000㎡ 秋冬ブロッコリー＝1ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>アクリルハウス 3,000㎡ 普通畑 1ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリルハウス 2,000㎡1棟</li> <li>・作業所兼車庫 40.2㎡1棟</li> <li>・トラクタ 25ps 1台</li> <li>・乗用管理機 1台 等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻作は経営委託を行い、普通畑は交換耕作によって集積を図る</li> <li>・トマトは共同選果施設を利用し、選別、荷造り作業の省力化を図る</li> <li>・セルトレイ播種機は共同利用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・労災保険の加入</li> <li>・施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る</li> <li>・生物農薬や乗用管理機の利用により健康に留意した作業を行う</li> <li>・高糖度トマトは、出荷先との契約による差別化した販売を行う</li> <li>・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</li> <li>・作業の集中するブロッコリーの定植時期等は雇用労力を効率的に利用し、ゆとりある労働環境を確保する</li> </ul>
施設トマト（直売） 基幹従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成トマト＝1,000㎡ 抑制トマト＝1,000㎡ 半促成きゅうり＝1,000㎡ ほうれん草＝0.2ha ブロッコリー＝0.2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリル温室 1,000㎡2棟</li> <li>・作業所兼車庫 100㎡1棟</li> <li>・トラクタ 25ps 1台</li> <li>・乗用管理機 1台 等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直売所、量販店直売コーナーを利用した消費直結型経営を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・労災保険の加入</li> <li>・施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
施設トマト (直売) 続き	ねぎ＝ 0.2ha さといも＝ 0.2ha スイートコーン ＝0.3ha  〈経営規模〉 アクリルハウス 2,000㎡ 普通畑 1ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周年出荷のトマトに季節感を活かした多品目の露地野菜を組み合わせ、一年中足が向く直売を行う</li> <li>・輪作体系の実施と畑地灌漑施設の活用により生産安定と品質向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売は、農協直売所の他、学校給食や近隣量販店直売コーナー向け契約出荷を行う</li> <li>・出荷は、規格の簡素化、通いコンテナ利用により省力化、流通経費の削減に努める</li> <li>・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入</li> </ul>	
施設いちご・主穀複 合  基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成いちご＝ 2,000㎡</p> <p>高設栽培いちご (摘み取り体験 用)＝1,000㎡</p> <p>いちご苗生産＝ 40,000株</p> <p>水稻＝2.0ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>低コスト耐候性 ハウス 3,000㎡</p> <p>水田 2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト耐候性ハウス 3,000㎡1棟</li> <li>・高設栽培装置 1,000㎡ 1台</li> <li>・作業場兼直売所 30㎡ 1棟</li> <li>・駐車場 100㎡</li> <li>・育苗ハウス 1,000㎡1棟</li> <li>・トラクタ 30ps 1台</li> <li>・田植機 1台</li> <li>・自脱型コンバイン 1台 等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暗渠排水、パイプラインなどの基盤が整備された水田を利用する</li> <li>・いちご 1,000㎡は高設栽培の摘み取り園とし、収穫体験を行う</li> <li>・いちごの育苗は空中採苗方式とし、栽培ハウスは</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・労災保険の加入</li> <li>・いちごは空中採苗により苗増殖の効率化と作業環境の改善を図る</li> <li>・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入</li> <li>・いちごは市場出荷のほか直売や摘み取りを行い、消費者の意見を取り入れた生産を行う</li> <li>・水稻は、直売による消費者に直結した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態様等
施設いちご・主穀複合 続き		大型低コスト耐候性ハウスを利用する ・コンバイン等の大型機械は共同利用する	多様な販売を行う	
露地野菜 ・ほうれんそう複合 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 ほうれんそう＝1.1ha みずな＝1.8ha さといも＝0.7ha 緑肥作物＝1ha  〈経営規模〉 2ha	〈資本装備〉 ・作業場 100㎡1棟 ・予冷库2坪 1基 ・トラクタ 27ps1台 ・トンネル支柱打込機 1台 ・ソーダマルチ 1台 ・葉物類袋詰機 1台 ・野菜（葉物）洗浄機 1台 ・ハンマーナイフ等  〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・排水の良い基盤整備畑を利用し輪作体系を組み立てる ・作業機械は個人で利用 ・ほうれんそうはマルチを利用した秋～春まきのトンネル栽培、みずなは春から秋まきのトンネル（雨よけ）栽培、さといもは普通マルチ栽培とする	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ほ場を団地化し、作業効率を高める  ・生産履歴を記帳したトレーサビリティを導入する ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止  ・雇用労働者は安定的に周年就労を行う
ブドウ・イチゴ複合	〈作付面積等〉 春ブドウ＝1.5ha （二重トンネル栽培0.5ha）	〈資本装備〉 ・作業所兼格納庫 100㎡1棟 ・育苗ハウス 33㎡一式 ・トラクタ 27ps 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・厳選出荷の徹底、真空予冷、鮮度保持フ	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入



営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
基幹 従事者 2人	(一重トシ栽培 1.0ha) 秋冬ブロッコリー =2.2ha スイートコーン=2.0ha (トシ栽培 1.0ha) (露地栽培 1.0ha) 〈経営規模〉 普通畑 3.5ha	・半自動移植機 1台 ・支柱打込機 1台 ・ロータリ 1.6m 1台 ・畦立機 1台 ・動力噴霧器 1台  〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・30a 区画を中心とした基盤が整備されているほ場を利用 ・セルトレイ播種機械は共同利用とする ・秋冬ブロッコリーは労力配分などを考慮し、多彩な品種構成とする	イルムの利用により高品質出荷を図る ・スイートコーンは半数は市場出荷、半数は朝取りによる契約販売とする ・作業の集中する早春ブロッコリーの定植時期等は雇用を効率的に利用し、余裕のある作業体系 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムの導入	
ねぎ・にんじん複合 基幹 従事者 2人	〈作付け面積等〉 ねぎ(冬まき) =1.5ha ねぎ(春まき) =1.5ha 人参(冬まき) =1.0ha 水稻(普通植) =1.5ha  〈経営規模〉 4.5ha	〈資本整備〉 ・作業場 150㎡1棟 ・トラクター 55ps 24ps 2台 ・トラック・軽トラック 各1台 ・ねぎ：移植機・堀取り機 ・皮むき機 各1台 ・人参：マルチャー・ひご差し機・葉切り機・洗浄機・選別機 各1台 ・水稻：コバイ・田植機 各1台  〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・土地利用は排水の良い基盤整備畑・水田の輪作体	・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ほ場を団地化し、作業効率を高める ・生産履歴を記帳したトレーサビリティシステムを導入する ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入	・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止 ・雇用労働者は安定的に周年就労を行う

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
ねぎ・にんじん複合 続き		系 ・作業機械は主に個人で使用 ・ねぎは冬まきと春まき栽培で全自動移植機による 幼苗移植栽培 ・人参は冬まき栽培で水稻の乾燥調製はカトリ-ILV-ターを利用		
なし単一 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 幸水＝ 0.7ha 簡易被覆栽培 0.2ha 普通栽培 0.5ha 彩玉＝ 0.1ha 豊水＝ 0.2ha 晩生品種（新高、あきづき、王秋） 0.2ha  〈経営規模〉 1.2ha	〈資本装備〉 ・作業所兼格納庫 60㎡1棟 ・多目的防災網施設全設備 120a 一式 ・雨よけ施設 20a 一式 ・スピンドスレーヤ500L1台 ・果樹園用トラクタ 28ps 1台 ・マニウスレッダ 1台 ・選果機 一式 ・軽トラック 1台 等  〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・スピンドスレーヤ等の大型機械は共同利用 ・労力配分などを考慮した多彩な品種構成 ・防除等の作業を効率的に行うため、栽培ほ場を団地化	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・販売は庭先直売・宅配 ・人工授粉や収穫等の労力が集中する時期に援農ボランティアの利用やパートの雇用によるゆとりある経営 ・多目的防災網等の完備による安定経営 ・コンピュータによる顧客・経営管理	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止
ぶどう単一	〈作付面積等〉 露地ぶどう 0.5ha	〈資本装備〉 ・加温ハウス 2,000㎡1棟	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
基幹 従事者 2人	雨除けぶどう 0.5ha 施設加温ぶどう 0.2ha  〈経営規模〉 1.2ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無加温パンプハウス 5,000㎡1棟</li> <li>・作業舎兼格納庫 1棟</li> <li>・直売施設 1棟</li> <li>・スピンドスプレー600L 1台</li> <li>・果樹用トラクタ 27ps 1台</li> <li>・運搬車 1台</li> <li>・軽トラ 1台</li> </ul> 等  〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る</li> <li>・トラクタ等の大型機械は共同利用</li> <li>・消費者ニーズへの対応のため大粒系、赤色大粒系の品種を利用</li> <li>・付加価値販売のため露地栽培は無核果処理を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パンプ利用の経営管理</li> <li>・販売は全量を庭先直売・宅配</li> <li>・収穫等の労力が集中する時期は援農ボランティアの利用やパートの雇用によるゆとりある経営</li> <li>・多目的防災網等の完備による安定経営</li> <li>・コンピュータによる顧客・経営管理</li> </ul>	の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止</li> </ul>
養豚(加工 含む)  基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 年間肉豚出荷頭 数=1700頭 加工=ハム・ソー セージ 280kg  〈経営規模〉 豚 950頭 (種雌豚 80頭) (種雄豚 6頭) (育成・肉豚 864頭)	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・豚舎 933㎡ 4棟</li> <li>・管理室・飼料庫 70㎡ 1棟</li> <li>・子豚育成施設 16基</li> <li>・自動給餌機 2基</li> <li>・自動除糞機 1基</li> <li>・飼料配合機 1基</li> <li>・ハム・ソーセージ製造施設 90㎡ 1棟</li> </ul> 等  〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育はストール飼いとし、育成は隔離施設、肉豚舎はオガコ豚舎を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パンプ利用の経営管理</li> <li>・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理を行う</li> <li>・消費者のニーズにあったブランド化と加工販売</li> <li>・パソコンを活用した個体管理やインターネットによる情</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
養豚(加工含む) 続き		<ul style="list-style-type: none"> <li>糞尿処理は地域の堆肥プラントを利用</li> <li>繁殖・肥育一貫経営</li> </ul>	報の収集と提供	
養鶏 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉 常時成鶏羽数＝ 19,870羽 鶏卵年販売量＝ 出荷 205,033kg 産地直売 87,872kg</p> <p>〈経営規模〉 採卵鶏 21,000羽</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウインドレス成鶏舎 804㎡（全自動ケージシステム）</li> <li>3棟</li> <li>鶏糞強制発酵装置 1基</li> <li>鶏卵処理作業・直売所 60㎡ 1棟</li> <li>スチームクリーナー 1台</li> <li>鶏糞袋詰め機 1台</li> <li>小型トラック 1台</li> <li>等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畜舎はウインドレス鶏舎とし、全自動ケージシステムを利用し、鶏糞は強制発酵装置を導入し、良質な堆肥生産を行う</li> <li>生産した鶏卵の約30%は産地直売とし、70%は市場出荷</li> <li>鶏糞の発酵堆肥は自家販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離</li> <li>青色申告の実施</li> <li>パソコン利用の経営管理</li> <li>ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理を行う</li> <li>作業の単純化、自動化により省力的な管理を行う</li> <li>雇用労力の活用による直売鶏卵の処理・包装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>安定的周年雇用確保による過重労働の防止</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
洋ラン 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>ファレノプシス 1,000 m<sup>2</sup></p> <p>〈経営規模〉</p> <p>アクリルハウス 1,000 m<sup>2</sup></p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリルハウス 1000 m<sup>2</sup> 1棟</li> <li>・作業場兼資材置き場 1000 m<sup>2</sup> 1棟</li> <li>・暖房機 2台</li> <li>・冷房機 75馬力 3台</li> <li>・除湿機 6馬力 2台</li> <li>・トラック 1台</li> <li>・パソコン 1台</li> </ul> <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生育ステージ別に生産を 分担した生産グループに よるリレー栽培を行う</li> <li>・信頼関係に基づき、各生 産グループ間の種苗等の 供給を確実に行う</li> <li>・生産は高温処理を行った 株を購入し、出蕾、開花 させて出荷する経営を行 う</li> <li>・販売先を明確にした直売 (卸)と市場出荷を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施 による経営と家計 との分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管 理</li> <li>・生育ステージ別リレ ー栽培による効率 的な経営</li> <li>・信頼される品質によ る直売と市場出荷</li> <li>・作業を単純化、マニ ュアル化し雇用労 力の効率的活用を 図る</li> <li>・パソコンによる情報 ネットワークシス テムを活用し、生 産・流通・消費に関 する情報の収集、発 信を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制 の導入</li> </ul>
鉢物・苗物 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>苗物 (パイン、ミニトマト 等) 7,260 m<sup>2</sup></p> <p>鉢物 (シクラメン、切等) 2,904 m<sup>2</sup></p> <p>〈経営規模〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリルハウス 1650 m<sup>2</sup></li> <li>・パインハウス 1650 m<sup>2</sup></li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリルハウス 1650 m<sup>2</sup> 1棟</li> <li>・パインハウス 1650 m<sup>2</sup> 1棟</li> <li>・蒸気土壌消毒機 1台</li> <li>・ポットティグマシン 1台</li> <li>・フロントローダー 1台</li> <li>・フォークリフト 1台</li> </ul> <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の集中化により、効 率的作業体系を組むこと ができる</li> <li>・市場出荷と直売(卸)を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施 による経営と家計 との分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管 理</li> <li>・労災保険の加入</li> <li>・作業を単純化、マニ ュアル化し、雇用労 働力の効率的活用 を図る</li> <li>・市場、小売店との連 携を密にし、消費者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制 の導入</li> <li>・安定的周年雇用 者の確保によ る過重労働の 防止</li> <li>・雇用労働力は1 日5時間程度 の就労しやす い時間設定</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
鉢物・苗物  基幹 続き		行う  ・セル成型苗の利用により 育苗作業を省力化し、施 設の回転率を向上させる	ニーズを創出する 品目、品種を栽培す る  ・パソコンによる情報 ネットワークシス テムを活用し、生 産・流通・消費に関 する情報の収集、発 信を行う	
ユリ  基幹 従事者 2人	オリエンタルハ イブリッドリリ ー  〈経営規模〉 アクリルハウス 5,000㎡	〈資本装備〉  ・アクリルハウス 1,250㎡ 4棟 ・トラクタ 20ps 1台  ・冷蔵庫 6.6㎡ 1台 ・選花機 1台 ・作業場 100㎡ 1台 等  〈その他〉 ・施設内には暗きょ排水を 設置 ・出荷は共同出荷施設を利 用 ・良質な球根を共同購入に より、継続的に安定価格 で確保 ・年間を通してロットを確 保し、高品質切り花を安 定供給するため、生産組 織内の技術の平準化を図 る	・複式簿記記帳の実施 による経営と家計 との分離  ・青色申告の実施  ・パソコン利用の経営管 理  ・アクリルハウスは軒 を高くするなどト ラクタでの作業が 安全に行える構造 とする  ・販売は共選共販によ る市場出荷とし年 間を通して安定供 給する  ・球根は共同購入と し、大口ロットによ り種苗コストの低 減を図る  ・パソコンによる情報 ネットワークシス テムを活用し、生 産・流通・消費に関 する情報の収集、発 信を行う	・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制 の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
宿根アスター 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 宿根アスター =1.5ha  〈経営規模〉 ハ°イ°ハス 6,000㎡ 普通畑 0.3ha	〈資本装備〉 ・ハ°イ°ハス 200㎡ 30棟 ・出荷調製室 220㎡ 1棟 ・保冷库 7㎡ 1棟 ・乗用トラクタ 25ps 1台 ・暖房機 1台 ・選花機 1台 ・動力噴霧機 1台 等  〈その他〉 ・ハ°イ°ハスは基盤整備により排水やかん水施設の整備されたほ場に設置 ・苗冷蔵の大型冷凍庫は共同利用 ・年間を通して高品質切り花を安定供給	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・ハ°リ°利用の経営管理 ・シェード装置の改良、作業場の改善等により重労働を軽減 ・販売は共同出荷施設を利用した共選共販体制 ・消費者ニーズの把握に努め、品種育成及び作付品種の選定に反映させる ・直売所での販売も取り入れ、市場規格外の切り花を有効利用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
バラ 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>バラ切花 4,000㎡</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>アクリルハウス 4,000㎡</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリルハウス 1,000㎡ 4棟</li> <li>・養液栽培システム 4,000㎡ 一式</li> <li>・多目的細霧装置 4,000㎡ 一式</li> <li>・重油タンク 一基</li> <li>・暖房機 4台</li> <li>・作業場兼事務所等 50㎡ 1棟</li> <li>・保冷庫 6.6㎡ 1棟</li> <li>・ワゴン車 1台</li> <li>・パソコン 1台 等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場、消費者と近接した立地条件を活かし、直売等も行う</li> <li>・アクリル温室内に養液栽培システム、多目的細霧装置を導入し省力安定生産を行う</li> <li>・改植は4年で行い、年間を通して出荷。仕立法はアーチング法で、高品質な切花を生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・出荷は個別で市場に出荷するほかに直売を行う</li> <li>・パソコンを活用し作業記録、労務管理、経営管理ホームページによるPRや販売等を効率的に行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・施設内外の気温変化に対応できるよう中間作業室を設置</li> <li>・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止</li> </ul>
植木・苗木 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>アザミ 2,000㎡</p> <p>アザミ 1,200㎡</p> <p>ウツギ 1,000㎡</p> <p>アザミ 1,200㎡</p> <p>その他 6,600㎡</p> <p>〈経営規模〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗ハウス 1,000㎡</li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗ハウス 200㎡ 5棟</li> <li>・作業場兼車庫 150㎡ 1棟</li> <li>・冷蔵庫 1台</li> <li>・トラクタ 1台</li> <li>・土壌消毒機 1台</li> <li>・動力噴霧器 1台</li> <li>・ポットリフトマシン 1台</li> <li>・頭上かん水システム 1台 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・労災保険の加入</li> <li>・実需者・量販店等との連携を強化し販路を確保する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止</li> </ul>



営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
植木・苗木 続き	・普通畑 1.1ha	〈その他〉 ・コンテナ栽培による周年 出荷 ・育苗ハウスを整備し、繁 殖から成品までの一貫生 産体制 ・造園業者等の実需者や量 販店等との連携を強化 し、販路の拡大と確保を 図る	・消費者ニーズに合っ た種類・品種を選定 し効率的な経営を 行う	
花木鉢物 基幹 従事者 3人	〈作付面積等〉 ウメ 130a マユミ 140a その他 180a  〈経営規模〉 ・パイハウス 1,000㎡ ・鉄骨ハウス 1,300㎡ ・植木畑 4.2ha	〈資本装備〉 ・パイハウス 1000㎡ 5棟 ・鉄骨ハウス 1300㎡ 2棟 ・トラック 30ps 1台 ・植木堀取機 1台 ・トラック 2t 1台 ・軽トラック 3台 ・パソコン 一式  〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を 積極的に借り受けて規模 拡大を図る ・育苗ハウスを整備し、繁 殖から成品までの一貫生 産体制 ・実需者や量販店等との連 携を強化し、販路の拡大 と確保を図る	・複式簿記記帳の実施 により経営と家計 の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管 理 ・労災保険の加入 ・花木鉢物のほかに草 本性鉢物を取り入 れ、雇用の安定的確 保を図る ・常にマーケティング を行い、短期的に高 収益が見込める樹 種も積極的に導入 し、経営の安定を図 る	・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・安定的周年雇用 者の確保によ る過重労働の 防止 ・年間を通した雇 用者と季節別 の雇用者を積 極的に活用し て安定生産体 制を整える
キンギョ 養殖 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 小赤生産＝ 0.3ha 更紗和金類＝ 0年魚 0.2ha 1年魚 0.1ha 琉金類＝	〈資本装備〉 ・養殖池 2.5a×16 面 計 40a ・養殖池 5.0a×12 面 計 60a ・井戸・給水設備 75mm×50m 計	・複式簿記記帳の実施 による経営と家計と の分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管 理 ・養魚池を小割化して	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の導 入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
キンギョ 養殖 続き	0年魚 0.2ha 1年魚 0.2ha  〈経営規模〉 養殖池 1.0ha	2本 ・出荷選別用ビニールハウス鉄骨 120㎡ 1棟 ・作業室兼調餌・飼料庫 木造100㎡ 1棟 ・曝気用ポンプ 28台 ・自動給餌機 28台 等  〈その他〉 ・陽当たりと保水力のある土地で、水源が確保でき、給排水が自由にできる施設を整備する ・種苗の自家生産による一貫生産選抜飼育による高品質魚生産を行う ・観賞魚市場への計画出荷を行う	労力の分散と危険分散による安定生産を行う  ・周年に渡って需要があることから、出荷時期を選ばず計画的な周年出荷を行う  ・自動給餌機の導入により週休制が可能となり、ゆとりある生活設計による豊かな生活を創出 ・家族労力に合わせた生産計画に基づく経営を行う	
都市観光 農業 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 ぶどう= 0.6ha ブルーベリー = 0.4ha キイチブツ=0.2ha さつまいも= 0.3ha スイートポテト= 0.1ha 枝豆 = 0.1ha だいこん= 0.1ha  〈経営規模〉 樹園地 1.2ha 普通畑 0.5ha	〈資本装備〉 ・販売所 30㎡ 1棟 ・トイレ 6㎡ 1棟 ・駐車場 120㎡1か所 ・トラクタ 20ps 1台 ・スプレッドャ 1台 ・ハマーナイフ 1台 等  〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・都市地域で地域住民と共生できる樹園地、露地野菜畑を活用する ・駐車場、販売所、トイレ等の施設を完備し、消費者にとって快適な販売を	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・販売は、果実は収穫体験、土産販売、宅配便とし、野菜は収穫体験、土産販売とする ・地元観光協会、自治体との連携を強化し、多様な方策により消費者との接点を増やす	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止 ・栽培、販売業務で雇用を活用し、特に接客対応を重視

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
都市観光 農業 続き		<p>行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 栽培履歴の記録により、安全・安心な果実や野菜を安定的に提供</li> <li>• 農園、販売所はユニバーサルデザインによるバリアフリー化に努める</li> </ul>		

#### 第4 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第2の5に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、経営開始から5年後に効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

#### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

##### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

シェアの目標	備考
60 %	

##### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

##### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

###### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

加須市においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が図られつつある。経営農地は、近年では若手の大規模志向農業者が現れたことにより、農業経営体の更なる規模拡大が進んできているが、依然として分散傾向にある。

###### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは農業経営体が受けきれない農地が出てくるのが予想される。そのため農業経営体育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下施策・事業の実施を図っていく。

###### ① 利用権設定等の促進

- ②農作業受委託への取組の推進
  - ③その他農地の利用集積を推進するために必要な事業
- (3) 関係団体との連携体制

加須市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の農業経営体への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

加須市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、加須市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

加須市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構が行う事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえて適切な事業を選択のうえ実施するものとする。

さらに、加須市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導及び助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

#### (1) 利用権の設定等を受けるものの備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地

を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

イ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の3450第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法に規定する特例事業を行う農地中間管理機構、同法第3項に規定する独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用賃借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
  - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ 加須市長への確約書の提出や加須市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業経営体との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持ち分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 加須市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けるもの（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 加須市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 加須市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 加須市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の10日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 加須市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を下に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、加須市に農用地利用集積計画を定めるべ

き旨を要請することができる。

- ② 加須市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでい農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 加須市の全部又は一部をその事業実施地域とする農地中間管理機構は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認められるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存時間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 加須市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 加須市は、(5)の②から④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、加須市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 加須市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所



- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
 ((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が、毎事業年度の終了後3箇月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について加須市長に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するため次に掲げる事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負うもの
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ロ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (ハ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- (ニ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意
- 加須市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。
- ただし、人数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公 告

加須市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を加須市の掲示板により公告する。

(10) 公告の効果

加須市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

加須市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 加須市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は畜養の事業により、周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業経営体との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていけないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 加須市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち次に掲げる事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適性に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定したものが賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けたものがその勧告に従わなかったとき。

- ③ 加須市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を加須市の広報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 加須市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

## 2 農地中間管理機構が行う事業の実施の促進に関する事項

- (1) 加須市は、県下一円を区域として農地中間管理機構が行う事業を行う公益社団法人埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 加須市、農業委員会、JAほくさいは、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

### (1) 農作業の受委託の促進

加須市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業の受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとするものから申出のあった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 4 農業経営の改善を図るため必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

加須市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のあるものが幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農業経

営体としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや加須農林振興センター、JAほくさいなどと連携しながら、就農相談を実施し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生等が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けるなど、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する関心を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

加須市が主体となって埼玉県農業大学校や加須農林振興センター、農業委員、地域指導農家、JAほくさい等と連携・協力して、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 経営力の向上に向けた支援

農業者で組織する各種ネットワークへの加入を促し、農業者同士の交流を促進する。また、加須農林振興センター等が開催する各種研修への参加を促し、さらに、JAほくさいや商工会等とも連携して、出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保と経営力の向上に向けた支援を行う。さらに、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな対応を行う。

#### ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就

農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については加須市や加須農林振興センター、青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校や地域指導農家等、就農後の営農指導等フォローアップについては加須農林振興センター、JAほくさい、加須市認定農業者や地域指導農家等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

加須市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 加須市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、農用地の有効利用を進めるとともに、カントリーエレベーター等の農業近代化施設の利用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 加須市は、各種事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 加須市は、農業協同組合・農用地利用改善団体等による地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 加須市は、集落排水事業の実施を推進し、安住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 加須市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

加須市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力的に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、加須市農業再生協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、加須市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年2月22日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成9年12月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年3月17日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年10月7日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年7月5日から施行する。

## 別紙1（第6の1(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - …… 法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - …… その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）

（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - …… その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - …… その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - …… その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第6の1(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年・6年・10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年・6年・10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年・6年・10年と異なる存続期間とすることができ。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するま</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で 定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移</p>



<p>3 農用地利用集積計画においては、原則として利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>での期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>		<p>転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき加須市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
---	---	--	---

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

	<p>当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>		
--	---	--	--

#### IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>